

こどもに対するアンケート調査の実施について

1 趣旨・目的

こども基本法第11条は、こども施策の策定に当たっては、施策の対象となるこどもの意見を反映させるために必要な措置を講ずるべき旨を定めています。そのため、同法第10条第2項に定める市町村こども計画の策定に当たっても、同計画の対象となるこどもの意見を反映するために必要な措置を講ずることが必要となります。

本市においては、こども意見を反映するために必要な措置として、こどもに対するアンケート調査、子育て世帯支援団体等へのヒアリング、SNSを活用した意見聴取等を行うことを予定しております。

今回は、このうちの「こどもに対するアンケート調査」について、具体的な実施対象等に関し、子ども・子育て会議での審議をお願いするものです。

2 実施対象

市内小中学校の児童・生徒 合計2,803人

(小学5年生1,392人、中学2年生1,411人)

3 実施期間

令和6年4月25日(木)～5月17日(金)

4 実施方法

各児童・生徒に対して学習用に配付されているタブレット端末を利用したインターネットによる調査(あいち電子申請システム)を行います。

また、本調査は、第8次刈谷市総合計画における各施策の目標指標の現状値を把握することを目的とした児童・生徒アンケート(15問)と合わせて実施します。

5 今後の予定

市内の高校の生徒に対しても、令和6年度上半期中に同趣旨のアンケートを実施する予定です。